

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成28年7月12日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 3階議会委員会室

3. 農業委員 27名中25名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	3番 松本英樹	4番 尾上昭則
5番 小西勝正	6番 高原敏正	7番 大河原誠
8番 大森一廣	9番 片岡一矢	10番 木下泉
11番 宇津木利正	12番 太田一己	15番 雪上勲
16番 古澤直通	17番 高原峯夫	18番 大森茂利
19番 藤澤美芳	20番 長船裕一	21番 永守修一
22番 久山英之	23番 上村善亮	24番 石黒五月
25番 大内美智子	26番 原野健一	27番 石原芳高

欠席委員

2番 太田修
13番 川野実重
14番 河崎繁

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎
事務局 河原 克仁
事務局 久山 貴史

5. 議事内容

報告事項	開発行為の伴う農地法許可申請について
第1号議案	農地法第3条許可申請について
第2号議案	農地法第4条許可申請について
第3号議案	農地法第5条許可申請について
第4号議案	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について (利用権設定・利用権移転)

そ の 他

歳 ■■」。農地の所在地「邑久町下笠加■■」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は884 m²。譲受人の農地までの距離は7,000m。耕作面積は1,339 m²です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお使用貸借権設定によるもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、借受人の「学校法人森教育学園」さんは、教育目的に設立された学校法人であり、当該権利取得も体験学習及び部活動での利用を目的に取得するものから施行令第2条第1項第1号ハにより問題ありません。

第2項第2号について、施行令第2条第2項第5号より、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、施行令第2条第2項第5号より、適用はありません。

第2項第5号について、施行令第2条第3項第4号より、適用はありません。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■ ■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「学校法人森教育学園」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の太田委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん12番・太田委員さんお願いします。

12番委員 12番・太田です。借受人は授業の一環として野菜栽培の実施を行っています。最近では生徒の意欲も高まり、現在の面積では少なくなってきたため、貸出人所有の農地を借り受けることで面積を拡大しようとするもので、特に問題はございませんので、よろしくご審議の程お願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料2頁目、農地法第4条許可申請について説明させていただきます。

【1番案件】

申請人「邑久町尾張■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張■■■」。地目は「畑」。面積は6.84㎡。「邑久町尾張■■■」。地目は「畑」。面積は11.00㎡。転用目的は「道路」。施設の概要は「道路 17.84㎡」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■万円です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料4ページを御覧ください。中央公民館から南へ約50mに位置しており、6月総会で分譲住宅用地として5条許可申請のあった土地の北側に隣接する土地となります。

【2番案件】

申請人「長船町福岡■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町福岡■■■」。地目は「田」。面積は250㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場 250.00㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は、自己資金が■万円です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料5ページをご覧ください。JR長船駅から南西へ約400mのところに位置しております。

以上、事務局から第2号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件の担当委員さん6番・高原委員さんをお願いします。

6 番 委 員 6番・高原です。この案件は6月総会で許可した分譲地への進入路を拡幅するもので、特に問題はないので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件の担当委員さん19番・藤澤委員さんよろしくをお願いします。

19 番 委 員 19 番藤澤です。第 3 号議案の 2 番案件とも関連しますが、隣接する土地に建築する住宅と近隣住民が利用する露天駐車場に転用するものです。地元役員等に説明がされており、特に問題はありません。

議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第 2 号議案農地法第 4 条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第 2 号議案、農地法第 5 条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第 3 号議案、農地法第 5 条許可申請についてご説明いたします。議案資料 2 頁目下段をご覧ください。

【1 番案件】

借人「邑久町山田庄■■ ■■■ ■■■ ■■■」。貸人「邑久町箕輪■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町箕輪■■■」。地目は「田」。面積は 390.00 m²。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造 2 階建 1 棟 99.67 m²」。建ぺい率は「25.6%」。農地区分は第 1 種農地で 10a あたりの収量は米 480 kg となっております。資金は、自己資金が■■万円、借入金が■■万円です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権設定するもので 10a あたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料 6 ページを御覧ください。箕輪公民館から南に約 100m のところに位置しております。

【2 番案件】

借人「邑久町豊原■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。貸人「長船町福岡■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町福岡■■■」。地目は「田」。面積は 260 m²。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造 2 階建 57.13 m²」。建ぺい率は「22.0%」。農地区分は第 2 種農地で 10a あたりの収量は米 480 kg となっております。資金は、自己資金が■■万円、借入金■■万円です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権移転によるもので 10a あたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料 7 ページを御覧ください。第 2 号議案 2 番案件の北隣に位置しております。

以上、事務局から第 3 号議案の説明を終わります。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたい
と思います。まず1番案件の担当委員さん、12番・太田委員さん、
お願いいたします。
- 12番委員 12番・太田です。申請人の住宅を建築するため、祖父の所有地を無
償で貸借するものです。隣地等の影響もございませんし、特に問題は
ありませんので、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番案件の担当委員
さん19番・藤澤委員さんをお願いします。
- 19番委員 19番・藤澤です。所有者の孫の住宅を建築するもので、先ほどの露
天駐車場と一体的に転用する者です。特に問題ありません。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの第3号議案につきまし
て何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
(意見なし)
- 議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
第3号議案、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙
手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして
第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画に
ついて(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明を
お願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積
計画についてご説明いたします。議案資料3頁をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議
案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がござ
いましたらお願いいたします。
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきましては、以上、報告
承認とさせていただきます。
それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願
いします。
- 事 務 局 事務局より4点連絡させていただきます。
まず、1点目でございますが、皆さまにご協力いただきました熊本
地震への義援金につきまして、合計55,000円の義援金が集まり、6
月16日に瀬戸内市農業委員会名で振込させていただいております。
2点目でございますが、岡山県農業会議より全国農業新聞の普及推
進について依頼がきております。現在、委員の皆さまにご購読いた

だいているところでございますが、お知り合いの方等で興味のある方がいらっしゃいましたら、お声がけいただければと思います。なお、普及推進活動の折には農業会議より普及資材がもらえるそうなので事前に事務局までご連絡ください。

3点目でございますが、本日は総会後に研修会を予定しております。集落営農について備前県民局より講師を招いておりますので、総会終了後も席でお待ちいただければと思います。

最後になりましたが、次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。次回は、8月8日月曜日の午9時30分から、瀬戸内市役所2階大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、9月9日金曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成28年度6月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成28年7月12日

議長

署名委員

署名委員